

## IT人財のUIJターン推進実証業務委託仕様書（案）

### 1 業務委託名 IT人財のUIJターン推進実証業務

### 2 委託の目的

県外IT技術者の流入による県内IT技術者の技術力向上、ビジネスチャンスの増大、県外技術者のUIJターンによる県内拠点形成促進及び県内でのITテレワークの推進を目的として、IT人財のUIJターン推進実証業務を実施するものである。

### 3 委託業務の概要

本県への進出を検討している県外IT関連企業及び本県にゆかりがありUIJターンを検討している県外在住のIT技術者等を対象として、津軽地方、南部地方において短期滞在型の業務体験を行い、オフィス進出の可能性、定住可能性、本県の魅力、課題等について、アンケート及びヒアリング調査を行い、調査結果をとりまとめる。

参加者数については10名程度、かつ、参加者の滞在延べ人日数は100人日程度を目安とする。また、参加者は、本県までの交通費、滞在中の宿泊費及びコワーキング施設の利用料を負担しないものとする。

### 4 仕様書の内容の変更

発注者は、上記2の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

### 5 成果品及び納入場所等

(1) 成果品 業務実施結果報告書 書面1部及び電子データ

(2) 納入場所 青森県商工労働部新産業創造課

(3) 摘要

- ・業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。
- ・成果物については、発注者の判断で公開できるものとする。

### 6 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。